

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年1月13日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター
院長 島崎 千尋

1. 競争に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
放射線機器等一括保守契約
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期限（期間）
令和4年4月1日～ 令和7年3月31日（3年間）
- (4) 履行場所
独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター
- (5) 入札方法
 - ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
 - ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行なった者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(3) 次の①、②又は③のいずれにも該当しない者であること。

- ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。なお、期間等については独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。
 - 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行なった者
- ③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者

(4) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供」で「A」、「B」、「C」または「D」の等級に格付けされ、近畿地区の競争参加資格を有する者。ただし、登録資格の停止を受けている期間は参加できない。

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険
- ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③ 船員保険
- ④ 国民年金
- ⑤ 労働者災害補償保険
- ⑥ 雇用保険

（注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を

完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

3. 入札に関する主な事項

(1) 契約条項の問合せ先

〒603-8151 京都市北区小山下総町27

独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター

事務部 経理課契約係

TEL 075-441-6101

E-mail : keiri@kyoto.jcho.go.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

本公告の日から 令和4年2月2日 (水) 17:00まで、上記(1)の場所にて交付する。

(3) 入札参加申し込み

この一般競争に参加を希望する者は、下記①～⑥の書類を 令和4年2月3日 (木) 17:00までに経理課契約係に提出しなければならない。

①一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

②厚生労働省競争参加資格（全省庁統一規格）の「役務の提供」の契約に係る競争入札参加資格の写し。

③保険料納付に係る申立書及びこれを証する次の書類

ア. 直近2年間の社会保険料の納入確認書の原本又は領収証書の写し若しくはこれに準ずる書類

イ. 直近2保険年度の労働保険料等加入・納入証明書又は労働保険料の申告書の写し及び当該申告書に対応する全ての領収書の写し若しくはこれらに準ずる書類

④反社会的勢力排除に関する誓約書

⑤機密保持に関する誓約書

⑥保守業務の受託実績書

4. 入札執行の場所及び日時等

京都鞍馬口医療センター 6階小会議室

令和4年2月17日 (木) 10:00

5. その他

(1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 交渉者の決定方法

本公告に示した条項を履行できると経理責任者が判断した入札者であって、独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則34条に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を交渉権者とする。

(5) 入札公告で定めていない事項は、仕様書及び入札説明書による。